

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」※をおすすめしています。

※Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

- いつでもホームページから閲覧できます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧できます



スマホ
などから

右記コードを読み取り、アクセスしてください



<しおり・約款用>



パソコン
などから

① 第一フロンティア生命ホームページ
(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)にアクセスし、
「**ご契約者向けサービス・お手続き**」をクリック

② 「**Web版ご契約のしおり・約款**」をクリック

③ 検索番号「**05260**」を指定し、**検索する**をクリック

*冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

商品付帯サービスについて *本サービスは、第一フロンティア生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。

- 『健康』、『認知症・介護』、『相続・税務・法務』に関する相談や、
会員制サービスなど、ご自身・ご家族が利用できるサービスです。
- サービスのご利用方法は、ご契約者さま宛てにお届けする「**保険証券**」に
同封のチラシにてご案内いたします。



サービス内容の詳細は、
第一フロンティア生命
ホームページでも
ご覧いただけます。

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。
金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。
くわしくは、右記のコードからご確認ください。

<公的保険制度>



この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。
担当者（生命保険募集人）に関するお問い合わせは、照会先【第一フロンティア生命0120-876-126】までご連絡ください。

募集代理店からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。
- 保険商品は、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- 募集代理店がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、募集代理店とお客さまとの間の他の取引にはまったく影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては保険のお申込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

その他ご注意いただきたい事項について

お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

【募集代理店】

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9:00～17:00

※12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日はご利用いただけません。

【引受保険会社】



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1
日比谷フォートタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

’25年12月版

登 B25F5179(2025.9.19) F8535-01 ’25年11月作成 リ

新 プレミアギフトM5

積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）



米ドル建



豪ドル建



円建



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

【募集代理店】

【引受保険会社】

MIZUHO みずほ銀行



第一フロンティア生命

第一生命グループ

死亡保障プラン

▶ P3・4

<イメージ>

- ✓ 死亡保障を大きくするしくみがあります

(認知症・介護に対する保障はありません)

お申込時

告知なし

一時払保険料

9ヵ月または5年経過以後保障がふえます
(お申込時に9ヵ月または5年のいずれかを指定)

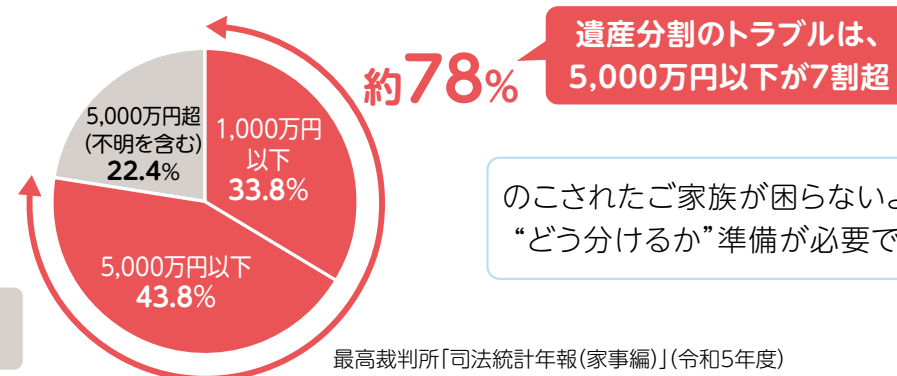
死亡保険金額

このプランで、以下のような“相続時の”リスクに備えましょう

相続が発生すると・・・

1 「相続財産が多いからめめる」とも限りません

<遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(遺産の価額別)>



のこされたご家族が困らないよう、“どう分けるか”準備が必要です。



2 相続発生後、すみやかに使える現金が必要です

- 預貯金の引き出しには時間がかかることがあります

すぐ必要

葬儀費用(平均) 約118.5万円

*斎場利用料などの基本料金、飲食費、返礼品の合計
鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査」(2024年)

- 相続税の納付期限は、相続発生後、原則10ヵ月以内です

不動産の売却は間に合うかな?

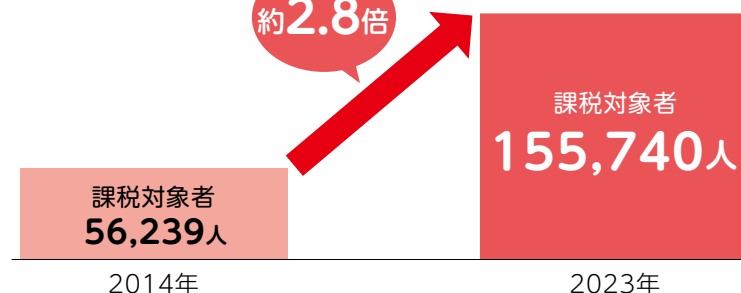


3 相続税の課税対象となる方が増加しています

2015年の税制改正により
相続課税強化

約2.8倍

遺産が多額になると負担も大きく



相続税課税対象となる被相続人1人あたりの
平均納付額 約1,930万円

国税庁 2014年:「相続税の申告状況について」
2023年:「令和5年分における相続税の申告実績の概要」

認知症・介護プラン

▶ P5~10

<イメージ>

- ✓ 認知症・介護へのまとまった資金が準備できます

(「死亡保障プラン」と比べて、死亡保障は少なくなります)

お申込時に
いずれかを指定

告知あり

または

告知なし

一時払保険料

[告知あり]
10ヵ月経過以後
保障がふえます

[告知なし]
3年経過以後
保障がふえます

認知症・介護
または
死亡保険金額

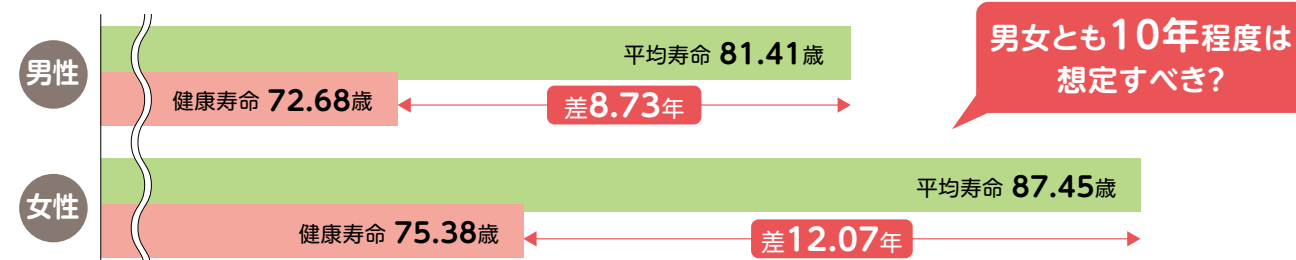
このプランで、以下のような“相続までの”リスクに備えましょう

医療の進歩などで寿命は延びる中・・・

1 相続を迎えるまでに、家族から何らかの手助けが必要なのが実態です

<平均寿命と健康寿命の差>

健康寿命:健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されています。



厚生労働省「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料(令和3年12月)」をもとにセールス手帖社保険FPS研究所作成

2 認知症や介護は、手助けする家族にも負担がかかりそうです

<親などを介護する場合の不安の上位3項目>



食事や入浴の介助・・・
家も留守に出来ない・・・



認知症の介護は、より負担が大きいかもしれません。
ちなみに、要介護になった原因第1位は・・・

認知症 23.6%

(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとに作成

厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査」

3 手助けをするための「経済的な負担」は多額になると考えられます

<過去3年間に介護の経験がある人への調査>

一時的な費用 約74万円 + 毎月の費用 約8.3万円 × 介護期間 約61ヵ月 = 介護費用総額 約580万円

上記①平均寿命と健康寿命の差を10年と仮定し、置き換えると・・・
介護期間 120ヵ月(10年) = 介護費用総額 約1,070万円

*公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとにセールス手帖社保険FPS研究所試算

*本プランは、お申込みの際に保障抑制期間について、契約日から「9ヵ月」または「5年」のいずれかを指定いただきます。

9ヵ月 または **5年** 経過以後、
死亡保険金額が指定通貨建で
一時払保険料より確実にふえます



のこされるご家族も **安心**

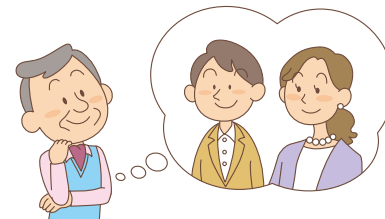
- お手持ちの資金より **ふやして** のこせる (指定通貨ベース)
- ふえた保険金で **相続税の納税資金** に活用 …など

- ⚠ 認知症・介護に対する保障はありません。
- ⚠ 円建は外貨建よりもふえない傾向があります。また、保障抑制期間により死亡保険金額は異なります。具体的には、「積立利率のお知らせ」または「設計書」をご確認ください。

死亡保険金の活用

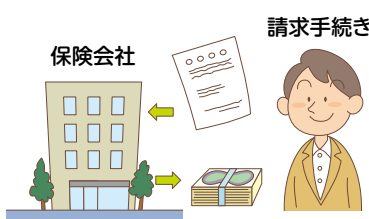
3つの相続準備ができます

① のこしたい人に
のこせます



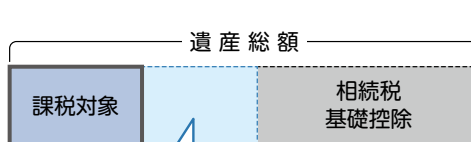
死亡保険金は
受取人固有の財産となります
*相続人の間で著しい不公平が生じる
場合、受取人の固有の財産とみなされ
ない可能性があります。

② 保険金はスムーズに
現金化できます



保険金お支払い
**当面の生活費や納税資金などの
準備ができます**

③ 生命保険金の非課税枠を
活用できます



生命保険金の非課税枠
500万円 × 法定相続人の数
*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、
死亡保険金受取人が相続人である場合、他の
死亡保険金などと合算のうえ適用されます。

▶ P35・36

しくみ図(イメージ)



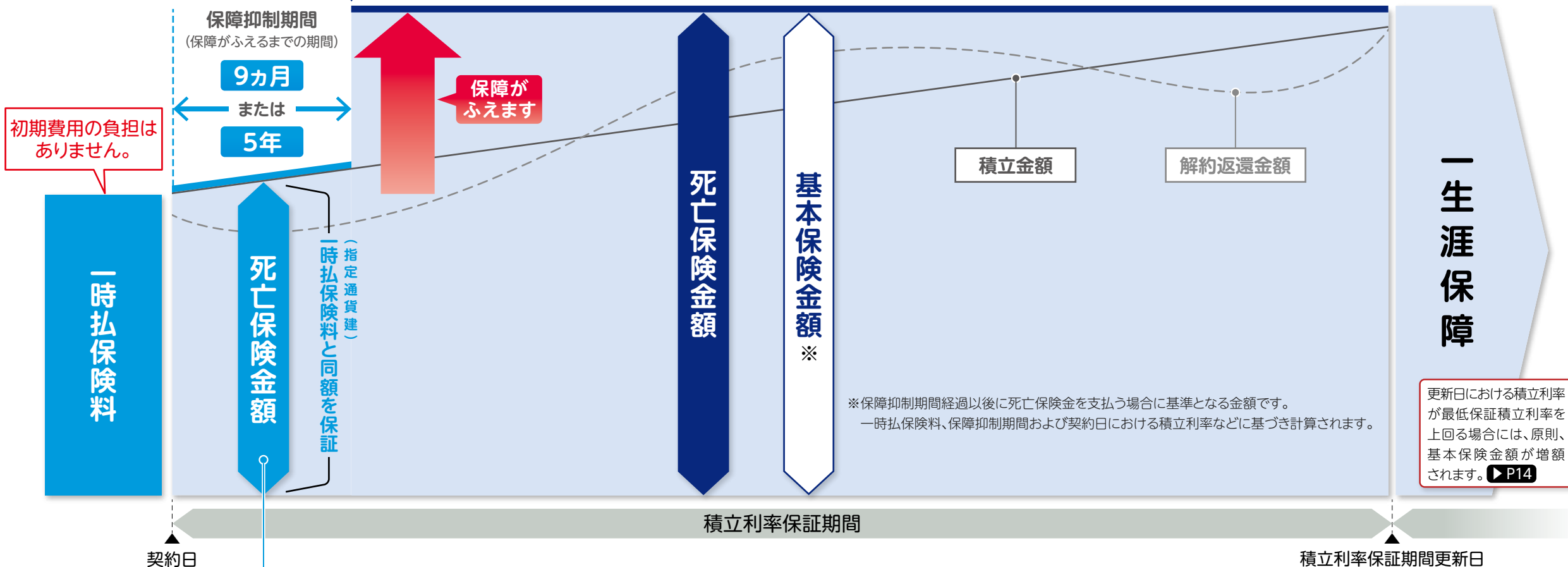
ご加入時の告知は不要です

保障抑制期間を指定いただきます

保障抑制期間	
9ヵ月	5年
5年と比べて 保障抑制期間が 短い	9ヵ月と比べて 基本保険金額が 大きい
*基本保険金額は 5年と比べて 小さくなります	*保障抑制期間は 9ヵ月と比べて 長くなります
保障が 早くふえる のいいわ	保障が 大きくふえる のいいね

*上記は保障抑制期間以外の条件が同じ場合

払込金額が、40万米ドル・50万豪ドル・
5,000万円以上の場合、
積立利率の上乗せがあります。▶ P16



「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合

米ドル建・豪ドル建
の場合でも…

契約日から9ヵ月間または5年間の
・契約日から9ヵ月または5年経過以後の死亡
・米ドル建で契約年齢が81歳～90歳または

死亡保険金額は、一時払保険料の円換算額を最低保証(死亡保険金は円貨でお支払いします)

保険金額については、一時払保険料の円換算額の最低保証はありません。
豪ドル建で契約年齢が86歳～90歳の場合、保障抑制期間5年のご契約には本特約は付加できません。

▶ P21

〈積立利率保証期間〉指定通貨と契約年齢に応じて決まります。▶ P20

指定通貨	米ドル		豪ドル		円	
契約年齢	20歳～80歳	81歳～90歳	20歳～85歳	86歳～90歳	20歳～80歳	81歳～90歳
積立利率保証期間	30年	10年	20年	10年	30年	15年

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また為替、解約時の市場金利の
変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶ P26～29

*本プランは、お申込みの際に「告知あり」「告知なし」のいずれかを指定いただきます。

告知あり 10ヵ月 または **告知なし 3年** 経過以後、
認知症・介護保険金額が指定通貨建で
一時払保険料より確実にふえます

⚠
円建は外貨建よりもふえない傾向があります。また、保障抑制期間により保険金額は異なります。具体的には、「積立利率のお知らせ」または「設計書」をご確認ください。



以下のいずれかで
お支払い

所定の認知症と診断確定

または

公的介護保険制度における
要介護1以上に認定

▶P7

認知症・介護保険金を受け取ることなく死亡された場合は、同額の死亡保険金を受け取れます

⚠ 認知症・介護保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

認知症・介護保険金 ご請求とお受取り 原則**非課税**でお受け取りいただけます

いざという時、ご家族が
代わりに請求できます

(指定代理請求制度 ▶P8)

認知症の進行で、保険金の請求が
困難になった場合などに対応します



請求する意思が
伝えられなかったら…

預貯金はスムーズ
に引き出せる？



ご家族
(指定代理請求人)

ニーズに合わせた
お受取りが可能です ▶P9

(はじめに多く受け取るイメージ)



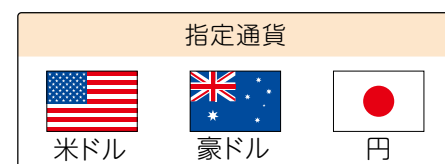
大きくなりがちな
初期の費用に充当



その後の定期的な
費用に充当



しくみ図(イメージ)



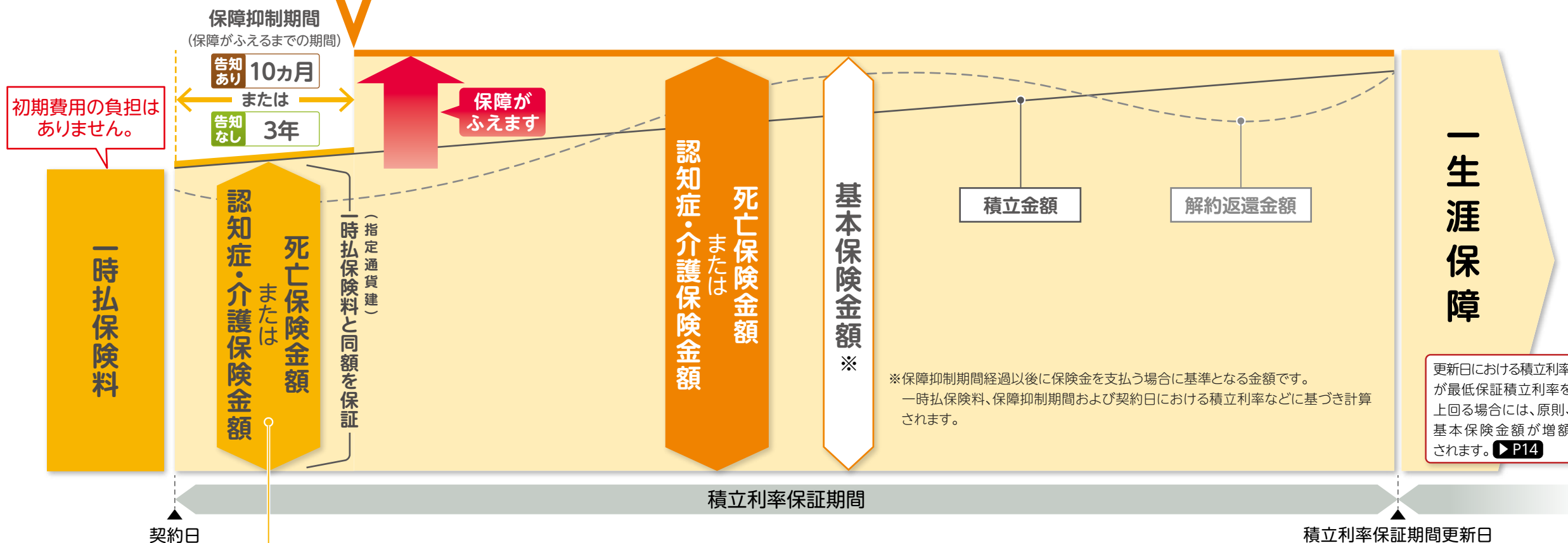
告知のあり・なしを指定いただきます

告知あり
3項目の告知で
お申込み
いただけます

*告知内容については▶P10を必ずご確認ください。

告知なし
ご加入時の
告知は
不要です

*今までに、認知症と診断確定された、または
要介護1以上の認定を受けたことがある方を
被保険者とするお申込みはお取り扱いでき
ません。くわしくは▶P31をご参照ください。



「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合

米ドル建・豪ドル建
の場合でも…

契約日から告知あり 10ヵ月間または告知なし 3年間の保険金額は、一時払保険料の円換算額を最低保証(保険金は円貨でお支払いします)

金額については、一時払保険料の円換算額の最低保証はありません。 ▶P21

〈積立利率保証期間〉指定通貨と契約年齢に応じて決まります。 ▶P20

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
契約年齢	40歳～80歳	40歳～85歳	40歳～80歳
積立利率保証期間	30年	20年	15年

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の保険金額などを保証するものではありません。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。 ▶P26～29

認知症・介護保険金について

保障の責任開始期以後、被保険者が「発病した疾病」または「発生した傷害」を原因として、
つぎの①または②に該当したとき、被保険者にお支払いします。

① 当社所定の認知症 ▶P17

い
ず
れ
に
も
該
当

A 認知機能検査および画像検査によって、医師により器質性認知症と診断されている

器質性認知症とは脳の組織の変化による病気で、主な種類は以下のとおりです。

前頭側頭葉型認知症 1.0%

脳の前頭葉や側頭葉で、神経細胞が減少して脳が萎縮する病気です。

レビー小体型認知症 4.3%

脳内にたまったレビー小体という特殊なたんぱく質により脳の神経細胞が破壊され、おこる病気です。

脳血管性認知症 19.5%

脳梗塞や脳出血によって脳細胞に十分な血液が送られずに、脳細胞が死んでしまう病気です。高血圧や糖尿病などの生活習慣病が主な原因です。

その他 7.6%

アルツハイマー型認知症 67.6%

脳内にたまった異常なたんぱく質により神経細胞が破壊され、脳に萎縮がおこります。

正常な脳

萎縮した脳

厚生労働省「認知症施策の総合的な推進について(参考資料)」(令和元年6月)をもとに作成

けんとうしき

B 器質性認知症を原因として、「意識障害のない状態※」において見当識障害がある状態に該当している

※対象を認知し、外からの刺激を受け取って反応できる状態(認知症による寝たきり状態などは該当することがあります)

見当識障害とは、「時間」「場所」「人物」のいずれかの認識ができなくなった場合をいいます。

時間

季節または朝・真昼・夜の認識ができない
・何回も時間を聞く
・季節感のない服を着る
・自分の年齢がわからなくなる

場所

今住んでいる家または場所の認識ができない
・近所でも道に迷う
・自宅の手洗場がわからない
・歩いて行けない場所にも歩いて行く

人物

日頃接している人の認識ができない
・80歳の方が娘を「おば」と間違えて呼ぶ
・「亡き母が心配」と、実家まで帰る

または

② 公的介護保険制度における要介護1以上 ▶P18

生活の一部について部分的な介護を必要とする状態

要介護 1

身の回りの世話は、部分的に何らかの介助が必要

食事や排せつはほとんど自分でできる

問題行動や理解の低下がみられることがある

比較的、軽度の状態で受け取れるのは安心だね

立ち上がりや歩行が不安定なことが多い

要介護 2

軽度の介護を必要とする状態

要介護 3

中等度の介護を必要とする状態

要介護 4

重度の介護を必要とする状態

要介護 5

最重度の介護を必要とする状態

<要介護度別の認定者数>

(万人)

144.6

116.0

92.0

88.6

58.7

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

厚生労働省「令和4年度 介護保険事業状況報告(年報)」をもとに作成

指定代理請求制度について

認知症・介護保険金の受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難と判断される場合や、ご自身が認知症であることの告知を受けていない※場合は、**指定代理請求人が本人に代わって請求することができます。**

※例えば、医師が認知症であることを被保険者本人に伝えず、家族のみに伝えている状況です。

指定代理請求制度を活用しない場合

認知症により意思表示が困難

預金が引き出せない状況になるおそれ

介護費用・生活費をご家族が負担

指定代理請求制度を活用する場合

指定代理請求人が保険金の請求手続き(請求書類を第一フロンティア生命に提出)

認知症・介護保険金のお受取り

指定代理請求人の指定

● 契約者が被保険者の同意を得て、以下の範囲から1人指定できます。

被保険者の配偶者

被保険者の直系血族

被保険者の3親等内の親族

曾祖母

曾祖母

祖母

祖母

父

母

父

母

叔父叔母

叔父叔母

兄弟姉妹

兄弟姉妹

甥・姪

甥・姪

子

子

孫

孫

曾孫

曾孫

被保険者

配偶者

配偶者

配偶者

配偶者

配偶者

配偶者

配偶者

滞りなく請求をいただくための準備として、お子さま世代を指定されることをお勧めします。

- **第一フロンティア生命が認めた場合**、以下の範囲内からも指定することができます。
 - ・被保険者と同居または生計を一にしている方
 - ・被保険者の財産管理を行っている方
 - ・契約者
 - ・死亡保険金受取人
 - ・上記4つと同等の関係がある方
- **契約者ご本人への「保険証券」送付と同じタイミングで、指定代理請求人に契約内容を郵送でお知らせします。** ▶P16

指定代理請求人による請求

- 被保険者の口座だけでなく、**指定代理請求人の口座**でもお受け取りいただけます。
※この場合でも、認知症・介護保険金の財産の帰属先は被保険者となります。
- 「一括受取」だけでなく、「**年金受取**」または「**一括受取と年金受取の組合せ**」でもお受け取りいただけます。
- 原則**非課税**でお受け取りいただけます。

ご参考

Q

「認知症・介護保険金」の支払いを受け、その後、受取人である被保険者が死亡された場合で、その受け取った保険金に未使用分がある場合の課税について教えてください。

A

未使用分は被保険者の本来の相続財産として相続税の課税対象となります。この場合、相続税法第12条(生命保険金の非課税枠)の適用はありません。なお、指定代理請求人の口座に振り込まれた場合についても同様です。申告手続き等の詳細は、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

認知症・介護プラン

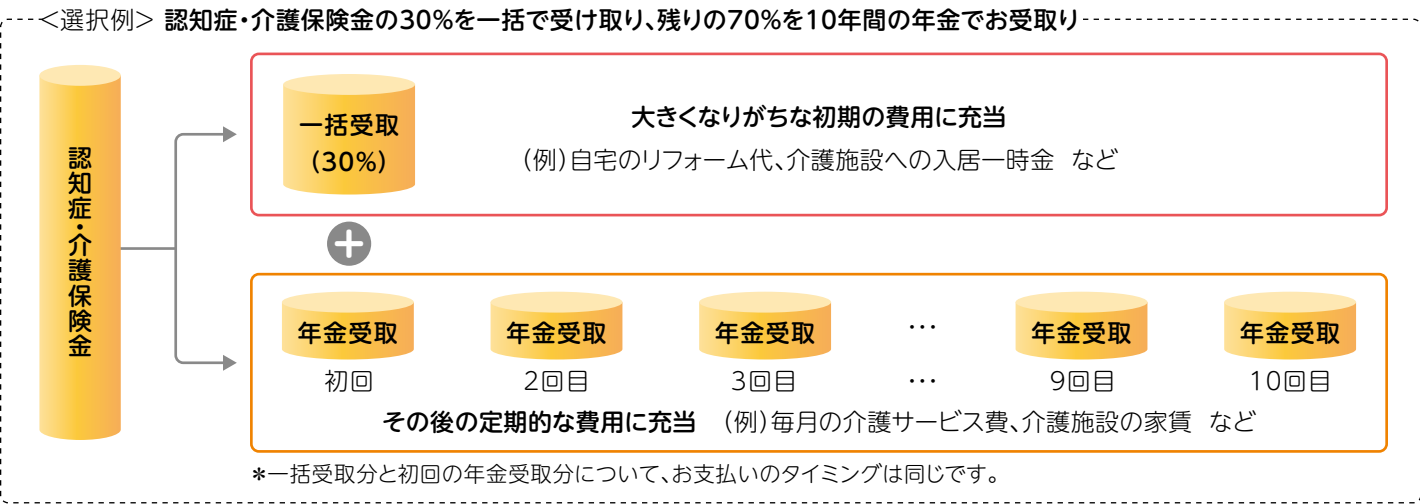
7

8

認知症・介護保険金および死亡保険金の受取方法について

受取方法	内容	
一括受取	保険金を一括で受け取れます。	
年金受取※	決まった期間、確実に年金を受け取れます。 特約年金受取回数：5回～40回（5回きざみ）	「死亡給付金等の年金払特約」の付加が必要
認知症・介護保険金のみ	一括受取と年金受取を組み合わせることができます。	⚠ 当特約の付加は、支払事由発生前に限ります
一括受取 + 年金受取※	一括受取の割合 ① 認知症・介護保険金 × 30% または ② 認知症・介護保険金 × 50%	

※年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル、30万円に満たない場合は、保険金を一時金でお支払いします。



■ 初期段階の「一時的」な費用の例

特殊寝台

機能により…

16万円～61万円

移動用リフト

据置式…

24万円～90万円

レール走行式…

56万円～

*工事費別途

*自費で購入等した場合の目安で、一定条件のもと、介護保険制度の貸与制度や住宅改修費の支給対象となるものがあります。
(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに作成

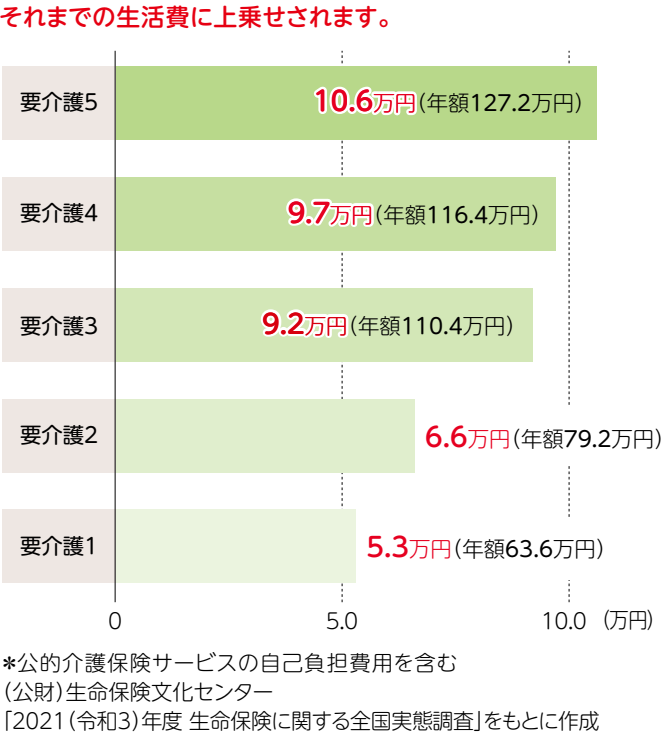
介護付き有料老人ホームの入居一時金

東京都内の場合…

70万円～1.5億円程度

東京都福祉局「東京都内有料老人ホーム一覧(令和5年12月1日現在)」をもとにエフピー教育出版作成

■ 要介護度別の「毎月」の費用



3項目の告知について (告知ありの場合)

以下の①～③がすべて「いいえ」の場合、お申込みいただけます。

①	今までに、認知症(軽度認知障害(MCI)を含みます)と医師に診断または疑いがあると指摘されたことがありますか。 *認知症薬を処方されている場合も含みます。 *疑いがあると医師に指摘され、診察・検査の結果、認知症(軽度認知障害(MCI)を含みます)ではないと診断されている場合は「いいえ」の告知となります。														
②	今までに、公的介護保険制度の要介護・要支援認定(40～64歳の第2号被保険者の特定疾病による認定を含みます)または、身体障害者手帳の交付を受けたことがありますか。あるいは、現在申請中(申請の準備中も含みます)ですか。														
③	過去5年以内に、下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 *診察・検査の結果、下記の病気ではないと診断されている場合は「いいえ」の告知となります。														
<table><tr><td>がん</td><td>悪性新生物(がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含みます) *上皮内がんは除きます。</td></tr><tr><td>脳・神経・精神の病気</td><td>アルツハイマー病、レビー小体病、ピック病、前頭側頭葉変性症、パーキンソン病・パーキンソン症候群、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、脳腫瘍、水頭症、アルコール依存症</td></tr><tr><td>心臓の病気</td><td>狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心筋症、先天性心臓病、心房細動、心房粗動</td></tr><tr><td>肺・気管支の病気</td><td>慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肺気腫、慢性気管支炎</td></tr><tr><td>消化器の病気</td><td>肝硬変</td></tr><tr><td>腎臓の病気</td><td>腎不全(腎透析を含みます)</td></tr><tr><td>右記の病気</td><td>糖尿病 *インスリン治療中または合併症(糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経症・糖尿病性壊疽)に限ります。 関節リウマチ、こうげん病、骨折を伴う骨粗しょう症</td></tr></table>		がん	悪性新生物(がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含みます) *上皮内がんは除きます。	脳・神経・精神の病気	アルツハイマー病、レビー小体病、ピック病、前頭側頭葉変性症、パーキンソン病・パーキンソン症候群、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、脳腫瘍、水頭症、アルコール依存症	心臓の病気	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心筋症、先天性心臓病、心房細動、心房粗動	肺・気管支の病気	慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肺気腫、慢性気管支炎	消化器の病気	肝硬変	腎臓の病気	腎不全(腎透析を含みます)	右記の病気	糖尿病 *インスリン治療中または合併症(糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経症・糖尿病性壊疽)に限ります。 関節リウマチ、こうげん病、骨折を伴う骨粗しょう症
がん	悪性新生物(がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含みます) *上皮内がんは除きます。														
脳・神経・精神の病気	アルツハイマー病、レビー小体病、ピック病、前頭側頭葉変性症、パーキンソン病・パーキンソン症候群、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、脳腫瘍、水頭症、アルコール依存症														
心臓の病気	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心筋症、先天性心臓病、心房細動、心房粗動														
肺・気管支の病気	慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肺気腫、慢性気管支炎														
消化器の病気	肝硬変														
腎臓の病気	腎不全(腎透析を含みます)														
右記の病気	糖尿病 *インスリン治療中または合併症(糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経症・糖尿病性壊疽)に限ります。 関節リウマチ、こうげん病、骨折を伴う骨粗しょう症														

Q&A *下記のQ&Aはあくまで一例です。

- Q1. 告知書に記載の「診察」に健康診断、人間ドック、職場診断、がん検診は含まれますか?

A1. 含まれません。
- Q2. 糖尿病の治療を受けている場合、該当しますか?

A2. 糖尿病であっても、インスリン治療を受けていない、または合併症(上段の告知項目③「右記の病気」をご参照ください)でなければ該当しません。
- Q3. 腰痛のため整形外科に通院している場合、該当しますか?

A3. 腰痛は告知項目ではないので、該当しません。ただし、身体障害者手帳の交付を受けたことがある方、現在申請中(申請の準備中を含みます)の方は該当します。
- Q4. 入院中の方を被保険者とする申込みはできますか?

A4. 告知項目ではありませんが、入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者の方のお申込みはお取り扱いできません。
*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

1 この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、**元本割れすることがあります**。



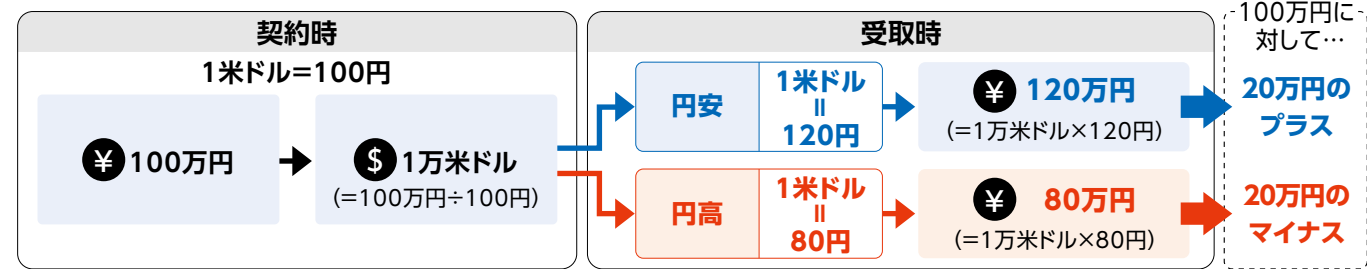
2 “円ベース”での保証はありません。

！ 為替リスク

外貨建の場合、保険金額は、**円ベースで元本割れすることがあります**。

*「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合、保障抑制期間中の保険金額を円貨で最低保証します。

〈為替の影響の例〉



3 解約・減額した場合、
解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります。

！ 市場価格調整

！ 解約控除

〈市場価格調整（解約返還金額の増減）イメージ〉



*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。

〈解約返還金額の例〉 **死亡保障プラン**、女性、70歳、保障抑制期間：9ヵ月、指定通貨：米ドル、積立利率保証期間：30年
積立利率：3.50%、平均指標金利：3.50%、保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約：あり、一時払保険料：100,000米ドル

経過 年数	解約返還金額(米ドル)	
	解約時の平均指標金利の変動幅	
	3.0%上昇	3.0%低下
1年	58,628	159,123
3年	64,431	161,653
5年	① 70,605	② 164,177
10年	87,557	169,944
20年	126,510	177,030
30年	176,308	176,308

経過年数5年の解約返還金額(解約控除も加味)

① 解約時の平均指標金利が、
契約時と比べて3.0%上昇した場合

一時払保険料 100,000 米ドル > 解約返還金額 70,605 米ドル

② 解約時の平均指標金利が、
契約時と比べて3.0%低下した場合

一時払保険料 100,000 米ドル < 解約返還金額 164,177 米ドル

*上記の前提条件である、指定通貨：米ドル、積立利率保証期間：30年、積立利率：3.50%の場合、解約控除率は、経過年数〈1年未満〉4.50%から〈9年以上10年未満〉0.50%まで1年ごとに低下していきます。

*上表に記載の解約返還金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨てにより表示しています。

契約締結前交付書面
(契約概要／注意喚起情報)

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

- この保険の正式名称は、「積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）」です。
- この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称		この冊子での表記
保険契約の型	死亡保障型	死亡保障プラン
	死亡・認知症介護保障型	認知症・介護プラン
認知症介護保険金		認知症・介護保険金

- 指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	 
円のみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、通貨の種類、保険契約の型(プラン)、保障抑制期間および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料一時払方式の終身保険です。

- この保険には2つの保険契約の型(プラン)があり、ご契約のお申込みの際にいずれかを指定いただきます。また、「死亡保障プラン」の場合は保障抑制期間を9ヵ月または5年から、「認知症・介護プラン」の場合は告知の有無を指定いただきます。(ご契約後、これらを変更することはできません。)

死亡保障プラン (保障抑制期間9ヵ月・5年)	被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
認知症・介護プラン (告知あり・なし)	つぎのいずれか一方の保険金をお支払いします。 ●被保険者が所定の認知症と診断確定された場合、または公的介護保険制度における要介護状態に該当した場合、認知症・介護保険金をお支払いします。 ●被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

*「認知症・介護プラン」の保障抑制期間は、「告知あり」は10ヵ月、「告知なし」は3年となります。

- 保険金には、以下の特徴があります。
 - 保障抑制期間中の保険金額は、一時払保険料相当額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい金額となります。
 -   「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」の付加により、保障抑制期間中の保険金額は、一時払保険料の円換算額を最低保証します。▶P21
 - 保障抑制期間経過以後の保険金額は、指定通貨建で一時払保険料相当額よりも大きい金額となります。

- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。

- 積立利率保証期間は、指定通貨、保険契約の型(プラン)および契約年齢に応じて30年、20年、15年または10年となり、満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日とします。最終の更新日に設定された当社所定の利率は、以後終身にわたり適用されます。なお、積立利率は最低保証積立利率(  1.00%、 0.01%)を下回りません。

※積立利率保証期間が30年の場合は81歳、20年の場合は86歳、15年の場合は91歳、10年の場合は96歳となります。

- 積立利率保証期間更新日における積立利率が最低保証積立利率を上回る場合には、原則、更新日以後の基本保険金額が増額されます。

*年齢・性別によっては、増額されないことがあります。

- 商品のしくみ図(イメージ)については、「死亡保障プラン」▶P3・4・「認知症・介護プラン」▶P5・6をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P26~29

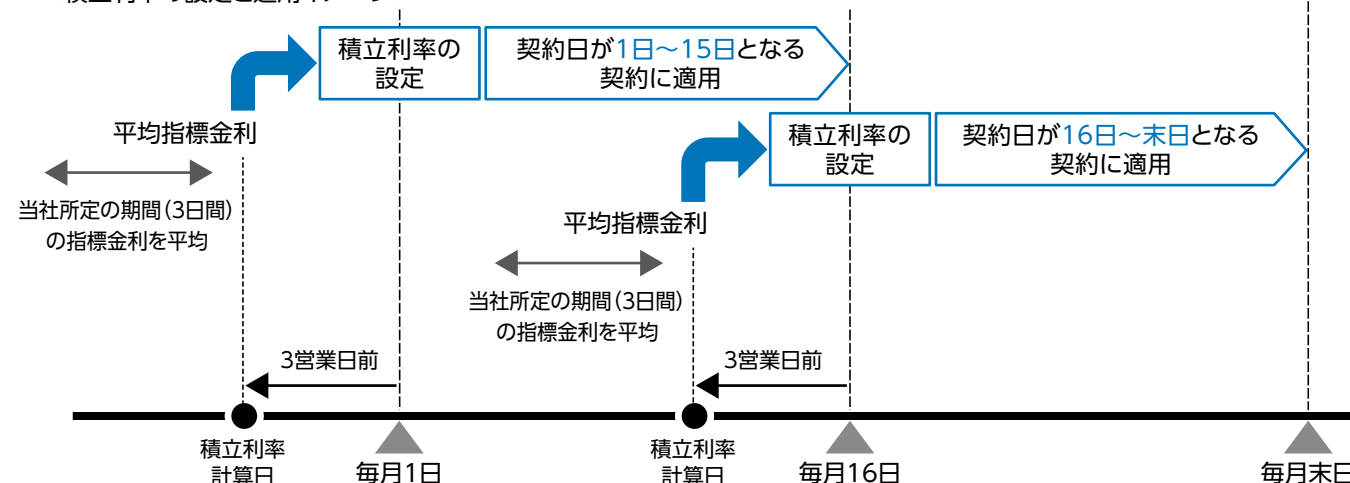
4 積立利率について

■ 積立利率とは、積立金（一時払保険料をもとに積み立てるお金）に適用される利率のことで、毎月2回（1日と16日）設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率 = 平均指標金利 + 調整率 - 保険契約関係費率
指標金利 （下段の表も ご参照ください）	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。 「平均指標金利」とは、積立利率計算日（積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前）に算出される、当社所定の期間（3日間）の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。 [米ドル] - 1.5% ~ + 1.0% [豪ドル] - 1.0% ~ + 1.5% [円] - 1.0% ~ + 1.0%
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用の率

<積立利率の設定と適用イメージ>



<指標金利>

死亡保障プラン	指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
	米ドル	30年	残存期間10年および20年の公社債における加重平均インデックス利回り※1を平均
		10年	残存期間5年および10年の公社債における加重平均インデックス利回り※1を平均
	豪ドル	20年	豪ドル10年および20年の金利スワップレート※2を平均
		10年	豪ドル10年金利スワップレート※2
	円	30年	残存期間20年の日本国債の流通利回り
		15年	残存期間10年の日本国債の流通利回り
認知症・介護プラン	指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
	米ドル	30年	残存期間10年および20年の公社債における加重平均インデックス利回り※1を平均
		10年	残存期間5年の公社債における加重平均インデックス利回り※1
	豪ドル	20年	豪ドル10年および20年の金利スワップレート※2を平均
	円	30年	残存期間10年と20年の日本国債の流通利回りを平均
		15年	残存期間5年の日本国債の流通利回り

※1 公債インデックスと社債インデックスの利回りを3:7の割合で加重平均したものです。

※2 「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW）」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

*指標金利の推移は、▶P38をご参照ください。

■ 死亡保障プラン 払込金額が40万米ドル・50万豪ドル・5,000万円以上の場合、当社所定の利率を上乗せした積立利率を適用します。

*ご契約時の金利情勢などによっては、上乗せがされない場合があります。

*積立利率保証期間の更新後は、積立利率の上乗せは行いません。

5 認知症・介護プラン 指定代理請求について

■ 被保険者がつぎのいずれかに該当する場合、あらかじめ指定した指定代理請求人が、被保険者に代わって認知症・介護保険金の請求を行うことができます。

- ① 認知症・介護保険金の請求を行う意思表示が困難であると、第一フロンティア生命が認めた場合
- ② 認知症であることの告知を受けていない場合
- ③ ①および②に準じる状態であると、第一フロンティア生命が認めた場合

*「死亡給付金等の年金払特約」▶P22 が付加されている場合は、特約年金の請求となります。

■ 指定代理請求人は、ご契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、以下の範囲内からあらかじめ1人ご指定いただきます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- 上記①～③以外で、第一フロンティア生命が認めた以下の方
- ④ 被保険者と同居または生計を一にしている方
 - ⑤ 被保険者の財産管理を行っている方
 - ⑥ 契約者
 - ⑦ 死亡保険金受取人
 - ⑧ ④～⑦と同等の関係がある方

*認知症・介護保険金の請求時において、上記に該当していることが必要です。

*上記に該当する方がいない場合には、ご契約者または死亡保険金受取人が代理人として請求することができます。ただし、第一フロンティア生命が認めた方に限ります。

■ 認知症・介護保険金の支払事由発生前に限り、ご契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。（ご契約時に指定代理請求人を指定せず、ご契約の途中で指定することもできます。）

指定代理請求人とのご契約内容の共有について

- 契約者ご本人への「保険証券」送付と同じタイミングで、ご契約の内容を郵送でお知らせします。（申込書に指定代理請求人の住所を記入いただきます）
- ご契約中、指定代理請求人からのお問合せについて、契約内容や手続方法を説明させていただきます。
*死亡保険金の請求手続きや解約など、認知症・介護保険金の請求手続き以外の代理はできません。
- ご契約中、契約者ご本人宛の通知が届かなかった場合や、契約者ご本人と連絡が取れない場合などに、指定代理請求人に第一フロンティア生命からご連絡することがあります。

6 配当金について

■ この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 保障内容について

■被保険者が以下の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

プラン	保険金の種類	支払事由	保険金の受取人
死亡保障プラン 認知症・介護プラン	死亡保険金	被保険者が死亡された場合	死亡保険金受取人
認知症・介護プラン	認知症・介護保険金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、つぎのいずれかに該当した場合 ①認知症と診断確定されたとき ②要介護状態に該当したとき (①②について、くわしくは▶P17・18をご参照ください。)	被保険者

⚠「認知症・介護プラン」の場合、死亡保険金と認知症・介護保険金は重複してお支払いしません。

*「認知症・介護プラン(告知あり)」の場合、責任開始期前にすでに発病していた疾病または発生していた傷害を原因として責任開始期以後に認知症と診断確定されたとき、または要介護状態に該当したときでも、その疾病または傷害に関して告知義務違反がないときは、その疾病または傷害は責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。なお、「認知症・介護プラン(告知なし)」の場合、本取扱はありません。

① 認知症・介護保険金の支払事由となる「認知症」

■つぎの **A** および **B** のいずれにも該当している場合をいいます。

A 認知機能検査および画像検査によって、医師により器質性認知症と診断されている

器質性認知症とは脳の組織の変化による病気で、主な種類は以下のとおりです。

アルツハイマー型認知症 脳内にたまった異常なたんぱく質により神経細胞が破壊され、脳に萎縮がおこります。 【症状】 昔のことはよく覚えていますが、最近のことは忘れてしまいます。軽度の物忘れから徐々に進行し、やがて時間や場所の感覚がなくなっていくます。	脳血管性認知症 脳梗塞や脳出血によって脳細胞に十分な血液が送られずに、脳細胞が死んでしまう病気です。高血圧や糖尿病などの生活習慣病が主な原因です。 【症状】 脳血管障害が起こるたびに段階的に進行します。また、障害を受けた部位によって症状が異なります。
レビー小体型認知症 脳内にたまったレビー小体という特殊なたんぱく質により脳の神経細胞が破壊され、おこる病気です。 【症状】 現実にはないものが見える幻視や、手足が震えたり筋肉が固くなる症状が現れます。歩幅が小刻みになり、転びやすくなります。	前頭側頭葉型認知症 脳の前頭葉や側頭葉で、神経細胞が減少して脳が萎縮する病気です。 【症状】 感情の抑制がきかなくなったり、社会のルールを守れなくなるといったことが起こります。

B 器質性認知症を原因として、「意識障害のない状態※」において見当識障害がある状態に該当している

※対象を認知し、外からの刺激を受け取って反応できる状態(認知症による寝たきり状態などは該当することがあります)

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- 時間**の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない
- 場所**の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない
- 人物**の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない

■「認知症」で認知症・介護保険金をお支払いする場合、支払事由発生日は当社所定の「診断書」における「認知症と診断した日」となります。

② 認知症・介護保険金の支払事由となる「要介護状態」

■公的介護保険制度における「要介護1以上」の状態に該当し、要介護認定において「要介護1以上」との認定を受けた状態をいいます。

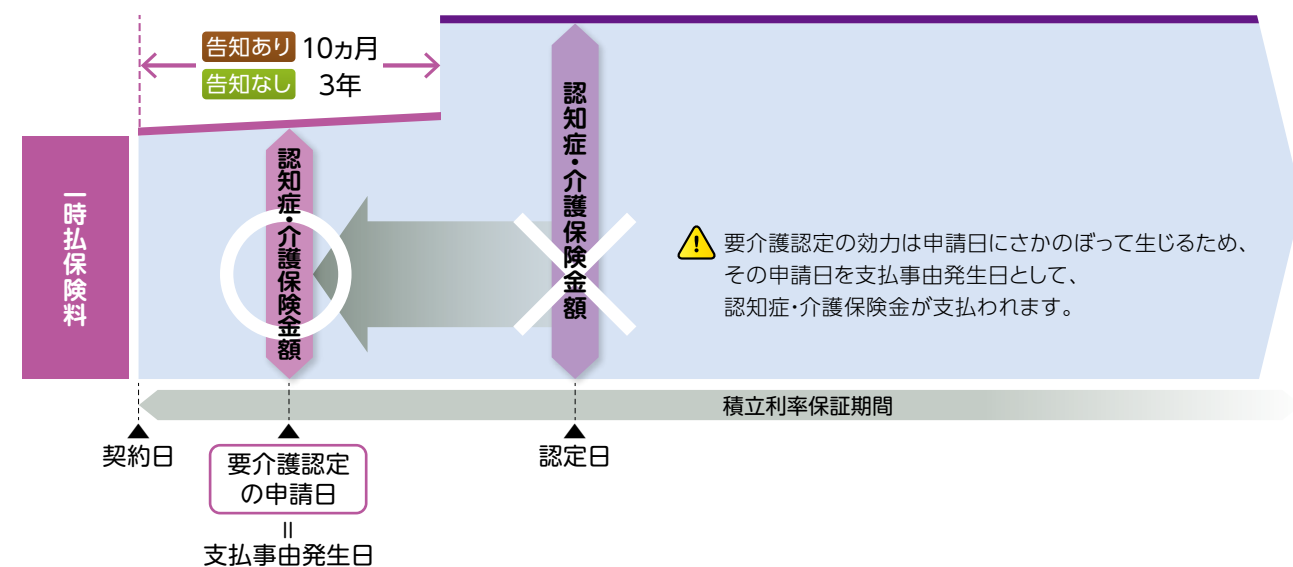
ご参考 公的介護保険制度における「要介護1以上」状態の目安

	身の回りの世話 (入浴、衣服の着脱など)	立ち上がりや 立位保持、歩行など	食事や排せつ	問題行動や理解低下
要介護 1 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	部分的に何らかの介助が必要	立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い	ほとんどひとりでできる	問題行動や理解の低下がみられることがある
要介護 2 軽度の介護を必要とする状態	衣服の着脱はなんとかできる	立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要	何らかの介助を必要とすることがある	物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある
要介護 3 中等度の介護を必要とする状態	全面的な介助が必要	立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない	一部に介助が必要	いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある
要介護 4 重度の介護を必要とする状態	全面的な介助が必要	立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない	食事にときどき介助が必要で、排せつには全面的な介助が必要	多くの問題行動や理解の低下がみられることがある
要介護 5 最重度の介護を必要とする状態	日常生活を遂行する能力が著しく低下している	歩行や両足での立位保持はほとんどできない	1人でできない	意思の伝達がほとんどできない場合が多い

*表内の状態はあくまで目安であり、実際の介護認定は市区町村が総合的に決定するものです。したがって、実際に認定を受けた人の状態と一致しないことがあります。

■「要介護状態」で認知症・介護保険金をお支払いする場合、支払事由発生日は要介護認定が効力を生じた日となります。(介護保険法では、要介護認定の申請日に効力が生じると定められています。)

<イメージ 認知症・介護プラン >



■死亡保険金額および認知症・介護保険金額は、以下の金額となります。

保険期間	保険金額
保障抑制期間中	つぎのいずれか大きい金額…④ ●一時払保険料相当額※1 ●積立金額 ●解約返還金額
 「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合	つぎのいずれか大きい金額 ●④の円換算額※2 ●一時払保険料の円換算額※3
保障抑制期間経過以後	つぎのいずれか大きい金額 ●基本保険金額 ●解約返還金額

- *保障抑制期間は、それぞれ契約日から「死亡保障プラン」は9ヵ月または5年、「認知症・介護プラン（告知あり）」は10ヵ月、「認知症・介護プラン（告知なし）」は3年となります。
- ※1 基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。
- ※2 保険金の請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日）における当社所定の為替レート（TTM－50銭）で、④を円換算した金額となります。
- ※3 一時払保険料を、第一フロンティア生命に着金した日（第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日）の当社所定の為替レート（TTM+50銭）で円換算した金額となります。なお、「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、円貨払込金額と同額となります。基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。
- *TTM（対顧客電信売買相場仲値）については **▶P25** をご参照ください。また、当社所定の為替レートは2025年12月現在の数値であり、将来変更することがあります。

 保障抑制期間中の保険金額のイメージ					
【ご契約例】 指定通貨:米ドル 契約時の当社所定の為替レート:1米ドル=100円 一時払保険料:10万米ドル➡円換算額:1,000万円 保険金額が一時払保険料と同額であると仮定した場合					
		保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約			
		付加しない場合		付加する場合	
		外貨で受取	円貨で受取	円貨で受取	
為替レート※4	110円	円安	10万米ドル	1,100万円	1,100万円
	100円	契約時と同じ	10万米ドル	1,000万円	1,000万円
	90円	円高	10万米ドル	900万円	1,000万円
※4 保険金の請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日）における当社所定の為替レート					
ご契約時より円高となっても、一時払保険料の円換算額を最低保証します。					

-  「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」を付加して円建の終身保険に移行した後の保険金額は、被保険者が保険金の支払事由 **▶P17** に該当した時の移行後基本保険金額とします。
- 移行後基本保険金額は、移行日（特約申込日の翌日）に、特約申込日の解約返還金額の円換算額をもとに、移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。

⚠ 移行後基本保険金額は、多くの場合、特約申込日における移行前の基本保険金額の円換算額を下回ります。

保険金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

8 ご契約のお取扱いについて

一時払保険料 もしくは払込金額 *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできないプラン・指定通貨があります。	最低	指定通貨で入金する場合	米ドル 10,000米ドル	豪ドル 10,000豪ドル	円 100万円
		 「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円 100万円		
		 「保険料外貨入金特約」を付加する場合	払込通貨:米ドル／指定通貨:豪ドル 10,000米ドル	払込通貨:豪ドル／指定通貨:米ドル 10,000豪ドル	
	最高	*保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円です。			
保険期間		終身			
契約年齢 *契約日における被保険者の満年齢		死亡保障プラン 20歳～90歳 認知症・介護プラン 40歳～85歳 *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢・性別があります。			
保障抑制期間		死亡保障プラン 9ヵ月、5年 認知症・介護プラン （告知あり）10ヵ月、（告知なし）3年 *ご契約後の変更は取り扱いません。			
積立利率保証期間		プラン	米ドル建	豪ドル建	円建
		死亡保障プラン	20歳～80歳:30年 81歳～90歳:10年	20歳～85歳:20年 86歳～90歳:10年	20歳～80歳:30年 81歳～90歳:15年
		認知症・介護プラン	40歳～80歳:30年 81歳～85歳:10年	40歳～85歳:20年	40歳～80歳:30年 81歳～85歳:15年
		ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。 ※積立利率保証期間が30年の場合は81歳、20年の場合は86歳、15年の場合は91歳、10年の場合は96歳となります。			
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定			
認知症・介護保険金受取人 認知症・介護プラン		被保険者			
指定代理請求人 認知症・介護プラン		契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て指定（指定範囲 ▶P16 ）			
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。			
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。			
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。			
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。			
契約者貸付		取り扱いません。			

9

付加できる特約について（くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください）

 保障抑制期間中 保険金円貨支払額 最低保証特約	■ご契約時のみ付加できます（ご契約後の付加や、この特約のみの解約はできません）。 ■保障抑制期間中の保険金額を円貨で最低保証します。▶P19 *保障抑制期間は、それぞれ契約日から「死亡保障プラン」は9ヵ月または5年、「認知症・介護プラン（告知あり）」は10ヵ月、「認知症・介護プラン（告知なし）」は3年となります。 *米ドル建で契約年齢が81歳～90歳または豪ドル建で契約年齢が86歳～90歳の場合、保障抑制期間5年のご契約には本特約は付加できません。 ■この期間の保険金は円貨のみでのお受取りとなります。 ■基本保険金額は、この特約を付加しない場合と比べて小さい金額となります。
 円貨建終身保険 移行特約 （死亡保障型／ 死亡・認知症介護 保障型）	■特約申込日※の解約返還金額の円換算額をもとに、円建の終身保険に移行できます。 ■付加できる時期は以下のとおりです。 ・「死亡保障プラン」で保障抑制期間が9ヵ月の場合は契約日から起算して1年が経過した日以後、5年の場合は保障抑制期間が経過した日以後となります。 ・「認知症・介護プラン」で保障抑制期間が10ヵ月の場合は契約日から起算して1年が経過した日以後、3年の場合は保障抑制期間が経過した日以後となります。 *「年金支払移行特約」が付加されている場合や移行後基本保険金額が第一フロンティア生命所定の金額に満たない場合は付加できません。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、特約申込日※の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■移行後の保険金額については ▶P19 をご参照ください。 ■移行後の解約返還金額には、市場価格調整を行わず、解約控除もかかりません。 ■移行後の減額を取り扱います。ただし、減額後の移行後基本保険金額が100万円以上あることが必要です。 ※特約申込日は、この特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日）とします。 *移行後基本保険金額は、特約申込日における保険金額の円換算額を限度とし、それを超える場合、その超える部分に対応する解約返還金額の円換算額を契約者に支払います。 また、同一の被保険者について、移行後基本保険金額（上記の限度額を超えた場合、その超過分を精算したあとの移行後基本保険金額）が、他に加入されている第一フロンティア生命の終身保険および養老保険の基本保険金額などと通算して20億円相当額 ▶P20 を超える場合、超える部分に対応する解約返還金額の円換算額も契約者に支払います。
 保険料 円貨入金特約	■保険料を円貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
 保険料 外貨入金特約	■保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レート（クロスレート）は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

 円貨支払特約	■保険金、解約返還金、特約年金（「年金支払移行特約」または「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合）などを円貨で受け取ることができます。 ■保険金などのご請求の際に付加できます。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■円貨による特約年金受取の選択は、第1回の特約年金の請求の際に限ります。また、円貨による特約年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。特約年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに特約年金額を計算します。
年金支払移行特約	■契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。 ■特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。 ■特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
死亡給付金等の 年金払特約	■保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回の5回きざみ）から選択できます。 死亡保障プラン ■死亡保険金の全部を年金で受け取ることができます。 認知症・介護プラン ■死亡保険金は全部、認知症・介護保険金は全部または一部を年金で受け取ることができます。 ■一部を年金で受け取る場合、認知症・介護保険金のうち一時金として受け取る割合を30％または50％から指定いただき、その残額をもとに特約年金額を計算します。 ■なお、割合のご指定は、認知症・介護保険金の支払事由が発生し、その保険金を請求する際に限ります（ご契約時には指定できません）。
保険契約者代理特約 フロンティアの ご家族安心サポート	■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。 ■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。 ■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。 ■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

10 解約返還金額について

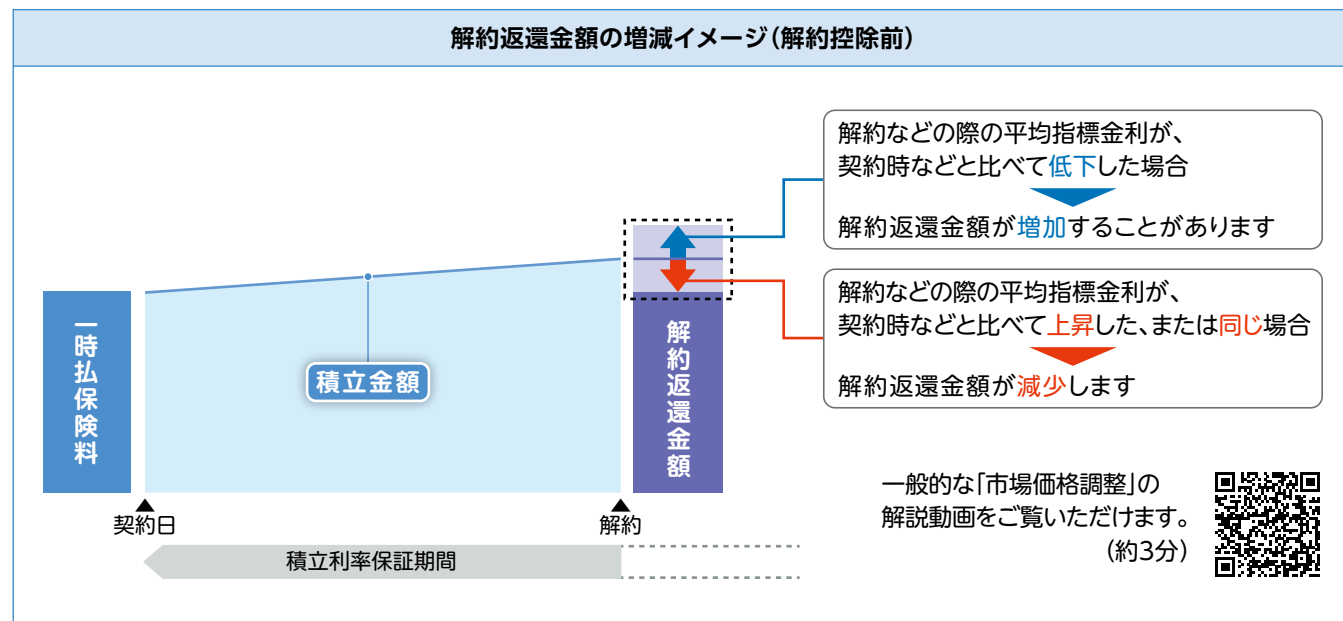
■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = [\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})] - \text{解約控除の額}$$

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の平均指標金利}}{1 + \text{解約返還金計算日の平均指標金利} + 0.10\%} \right] \frac{\text{月数}}{12}$$

*「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします(▶P15をご参照ください)。

*「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、この保険契約と同一の指定通貨およびプランでこの保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

*「月数」とは、プランおよび積立利率保証期間ごとに、積立利率保証期間の満了日までの月数(残存月数)に応じて以下のとおり計算されます。

<死亡保障プラン>

残存月数が60ヵ月以下の場合「残存月数×0.60」、61ヵ月以上の場合「残存月数×0.56+2.4ヵ月」

<認知症・介護プラン>

・積立利率保証期間20年または30年：残存月数が60ヵ月以下の場合「残存月数×0.60」、61ヵ月以上の場合「残存月数×0.36+14.4ヵ月」

・積立利率保証期間10年または15年：残存月数が60ヵ月以下の場合「残存月数×0.50」、61ヵ月以上の場合「残存月数×0.25+15.0ヵ月」

残存月数は1ヵ月末満の端数がある場合は、これを切り捨てます。積立利率保証期間が更新されたとき、残存月数は更新後の積立利率保証期間の満了日までの月数となります。

*解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数(0.10%)を設定しています。このため、契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

〈積立金額に対して控除される率の例〉

契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)と解約返還金計算日に適用される平均指標金利が1.00%の場合<死亡保障プラン>

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年
1.67%	1.61%	1.56%	1.51%	1.45%	1.40%	1.34%	1.29%	1.23%	1.18%
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.12%	1.07%	1.01%	0.96%	0.90%	0.85%	0.79%	0.74%	0.68%	0.63%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.57%	0.52%	0.46%	0.41%	0.35%	0.30%	0.24%	0.18%	0.12%	0.06%

<認知症・介護プラン>

・積立利率保証期間20年または30年

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年
1.18%	1.15%	1.11%	1.08%	1.04%	1.01%	0.97%	0.94%	0.90%	0.87%
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
0.83%	0.79%	0.76%	0.72%	0.69%	0.65%	0.62%	0.58%	0.55%	0.51%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.48%	0.44%	0.40%	0.37%	0.33%	0.30%	0.24%	0.18%	0.12%	0.06%

・積立利率保証期間10年または15年

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
15年	14年	13年	12年	11年	10年	9年	8年	7年	6年
0.50%	0.47%	0.45%	0.42%	0.40%	0.37%	0.35%	0.32%	0.30%	0.27%
5年	4年	3年	2年	1年					
0.25%	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%					

■「年金支払移行特約」を付加して年金受取に移行する場合や、 「円貨建終身保険移行特約(死亡保障型／死亡・認知症介護保障型)」を付加して円建の終身保険に移行する場合などにも、市場価格調整が適用されます。

■最終の積立利率保証期間更新日(▶P20をご参照ください)以後は市場価格調整を行いません。

■ 「円貨建終身保険移行特約(死亡保障型／死亡・認知症介護保障型)」を付加して円建の終身保険に移行した後は、市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{一時払保険料} \times \text{解約控除率} (\text{▶P26~28} \text{をご参照ください})$$

■契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

■ 「円貨建終身保険移行特約(死亡保障型／死亡・認知症介護保障型)」を付加して円建の終身保険に移行した後は、解約控除はかかりません。

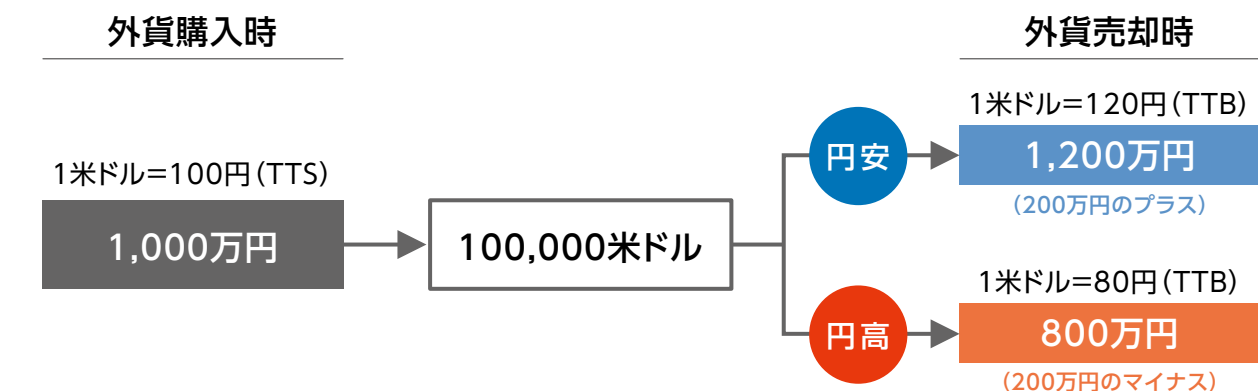


●市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金額は一時払保険料を大きく下回ります。
●上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

11 為替リスクについて

■くわしくは▶P29をご参照ください。

為替の影響の例(米ドルの場合)



●TTS(対顧客電信売相場)…お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

●TTB(対顧客電信買相場)…お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

*為替相場に変動がない場合(TTMが同値の場合)でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

*TTM(対顧客電信売相場仲値)…TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の中間の値です。

12 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは▶P26~29をご参照ください。

注意喚起情報

■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 ⚠️ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

すべてのご契約者に負担していただく費用

積立利率保証期間中、積立金からご契約の締結に必要な費用および保険金を支払うための費用を控除します。

*上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型(プラン)、保障抑制期間、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

特定のご契約者に負担していただく費用

①ご契約を解約・減額する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約など の際に必要な費用です。	一時払保険料に 経過年数および適用されている積立利率 に応じた解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は▶P27・28 参照	ご契約の解約など の際に控除します。

▶次ページへ

解約控除率 *契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

〈米ドル建〉積立利率保証期間30年・〈豪ドル建〉積立利率保証期間20年

適用されている積立利率	経過年数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
2.50%以上	4.50%	4.10%	3.60%	3.20%	2.70%
2.00%以上2.50%未満	4.20%	3.80%	3.40%	2.90%	2.50%
2.00%未満	3.20%	2.90%	2.60%	2.20%	1.90%
適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
2.50%以上	2.30%	1.80%	1.40%	0.90%	0.50%
2.00%以上2.50%未満	2.10%	1.70%	1.30%	0.80%	0.40%
2.00%未満	1.60%	1.30%	1.00%	0.60%	0.30%

〈米ドル建〉積立利率保証期間10年・〈豪ドル建〉積立利率保証期間10年

適用されている積立利率	経過年数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
2.00%以上	4.00%	3.60%	3.20%	2.80%	2.40%
1.50%以上2.00%未満	3.40%	3.10%	2.70%	2.40%	2.00%
1.50%未満	2.80%	2.50%	2.20%	2.00%	1.70%
適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
2.00%以上	2.00%	1.60%	1.20%	0.80%	0.40%
1.50%以上2.00%未満	1.70%	1.40%	1.00%	0.70%	0.30%
1.50%未満	1.40%	1.10%	0.80%	0.60%	0.30%

〈円建〉積立利率保証期間30年

適用されている積立利率	経過年数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
2.50%以上	4.00%	3.60%	3.20%	2.80%	2.40%
2.10%以上2.50%未満	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
2.10%未満	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%
適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
2.50%以上	2.00%	1.60%	1.20%	0.80%	0.40%
2.10%以上2.50%未満	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
2.10%未満	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%

▶ 次ページへ

〈円建〉積立利率保証期間15年

適用されている積立利率	経過年数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
2.30%以上	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
1.90%以上2.30%未満	2.50%	2.25%	2.00%	1.75%	1.50%
1.90%未満	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.20%
適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
2.30%以上	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
1.90%以上2.30%未満	1.25%	1.00%	0.75%	0.50%	0.25%
1.90%未満	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%	0.20%

②  「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合、保障抑制期間中、積立金から保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除します。

*上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型(プラン)、保障抑制期間、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

③  「円貨建終身保険移行特約(死亡保障型/死亡・認知症介護保障型)」を付加して円建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

*上記の費用は、移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

④ 「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用を負担していただきます。

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に 必要な費用です。	受取特約年金額に対して1.0% (円貨で特約年金を 受け取る場合は最大0.35%)	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2025年12月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

▶ 次ページへ

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」における為替レート※	TTM-50銭
「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」における為替レート	TTM-50銭

※指定通貨建の保険金の支払額を円貨に換算する為替レートです。一時払保険料の円換算額（「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、円貨払込金額）と同額を支払う場合には、この為替手数料はかかりません。

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
$(\text{払込通貨のTTM} - 25\text{銭}) \div (\text{指定通貨のTTM} + 25\text{銭})$

*上記の為替レートは、2025年12月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、保険金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

この保険のリスクは以下のとおりです

解約・減額する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

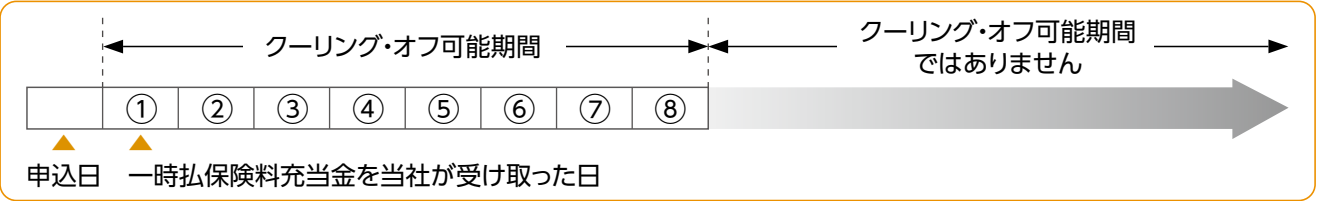
為替リスクについて（損失が生じるおそれ）

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

■お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1**であれば、**書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2**ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。
※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



- クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。
- ①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください（右記のコードより直接アクセスいただけます）。
*電磁的記録（第一フロンティア生命ホームページの場合）によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。
- ②書面によるお申出の場合、郵便（はがき、封書）により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。
*書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

こちらから
アクセス

記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ 太郎 第一 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 〇〇県〇〇市××1-2-3 TEL〇〇-××××-〇〇〇〇
お払い込みいただいた金額・通貨	10,000,000(米ドル・豪ドル・円) *上記は例示です。実際にお払い込みいただいた金額と通貨をご記入ください。
ご本人名義の返金口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ 太郎
(推奨) 申込番号または証券番号	申込番号:12-345-678901-23 / 証券番号:S1234-56789-01 *確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
(任意) お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 *ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。
送り先	〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。
*外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

■ したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨※3	円貨※4
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※5	外貨※6

※3 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が発生します。
※4 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。
※5 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。
※6 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下により、ご返金額が円貨ベースでは**元本割れすることがあります**。
①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)
*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

4 告知の有無はプランによって異なります

死亡保障プラン

■ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

認知症・介護プラン (告知あり)

■ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方などが無条件に契約されると、保険料負担の公平性は保たれません。ご契約にあたっては、健康状態などについて第一フロンティア生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■告知受領権は第一フロンティア生命が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)や第一フロンティア生命社員に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期の属する日から2年以内であれば、第一フロンティア生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。ご契約を解除した場合には、たとえ認知症・介護保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約返還金をご契約者にお支払いいたします。

■責任開始期の属する日から起算して2年を経過していても、認知症・介護保険金のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

■上記のご契約を解除した場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、認知症・介護保険金のお支払いができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■ご契約のお申込み後、または認知症・介護保険金などのご請求の際、第一フロンティア生命社員または第一フロンティア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み内容、ご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

■入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

認知症・介護プラン (告知なし)

■ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■今までに、「認知症と診断確定」されたことがある方、または公的介護保険制度における「要介護1以上の認定」を受けたことがある方(現在申請中、申請の準備中を含む)を被保険者とするお申込みはお取り扱いできません。

■入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 ご契約時に適用される積立利率は、契約日(保障の責任が開始される日)における積立利率となります

■積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。

■お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

■積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

6 保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)

■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったとき(「認知症・介護プラン(告知あり)」で、告知の前に一時払保険料を受け取った場合は告知のとき)から、ご契約上の保障が開始されます。

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

7 保険金などをお支払いできない場合があります

■保険金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により認知症・介護保険金の支払事由に該当したときなど)

■「認知症・介護プラン(告知あり)」で、告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合

■認知症・介護保険金で、保障の責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合

■重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)

■保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

■解約返還金額はつぎの影響をうけます。

①市場価格調整 ②解約控除 ③   円貨に換算した金額は解約時の為替レート

解約返還金額の計算方法などくわしくは ▶P23・24 をご参照ください。

9 この保険には為替リスクがあります

■くわしくは ▶P29 をご参照ください。

10 保険金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

13 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

14 保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を指定することにより、被保険者が認知症・介護保険金を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

15 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00～17:00
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

16 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2025年10月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。
- *所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。
- *最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

- 外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。
- *「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。
- *「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- *「円貨支払特約」、「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」または「円貨建終身保険移行特約(死亡保障型／死亡・認知症介護保障型)」を付加した場合で、当社が、死亡保険金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡保険金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金		解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

- *受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。
- *受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。**介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。**
なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
--------------	---

保険期間中

- 解約・減額時の差益に対する課税
解約返還金額から一時払保険料を差し引いた金額が、所得税(一時所得※)+住民税の対象となります。
- 死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
ご契約者と 被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と 死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

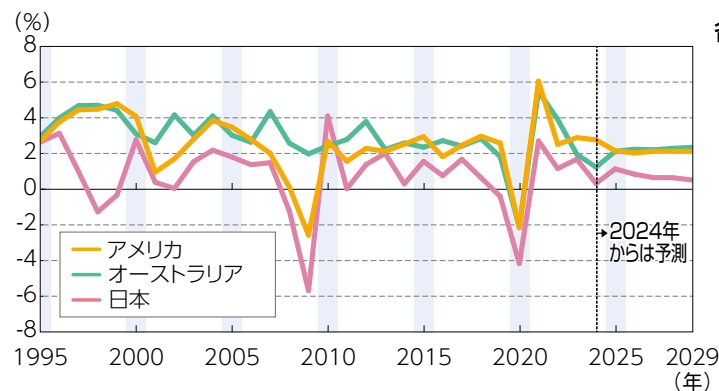
- *契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)＜相続税法第12条＞」が適用されます。
- ※一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

認知症・介護プラン 認知症・介護保険金受取時の課税

- 傷害や疾病を原因として支払われる認知症・介護保険金については、受取人が被保険者の場合には、非課税となります。
- *「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合についても、非課税となります。

アメリカ・オーストラリアの魅力

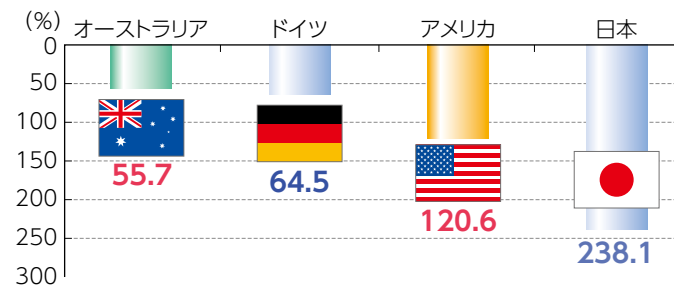
日本より高い経済成長率(日本との比較)



IMF[World Economic Outlook Database, October 2024]をもとに作成

比較的良好な財政状況

各国の政府債務残高の名目GDP比(2023年)

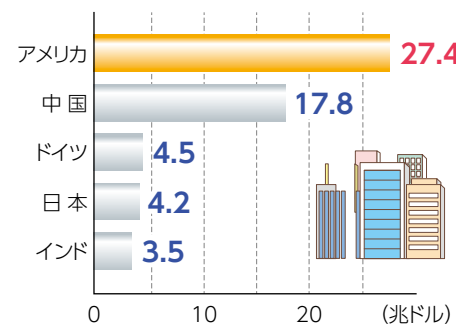


OECD[Economic Outlook No116-December 2024]をもとに作成
(小数第2位以下を四捨五入)

アメリカ(米ドル)

世界一の経済大国

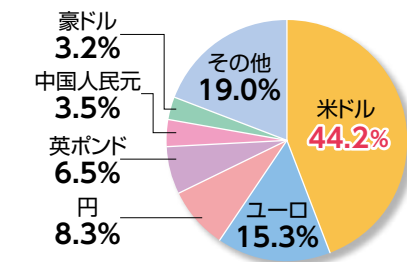
名目GDP(2023年)



外務省経済局
「主要経済指標(2024年10月)」

世界の基軸通貨

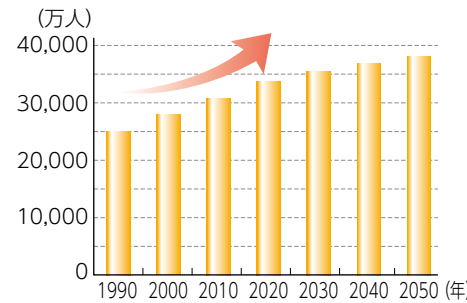
外国為替市場に占める取引高比率(2022年4月)



国際決済銀行(BIS)
「Triennial Central Bank Survey
(2022年10月改訂)」

今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)

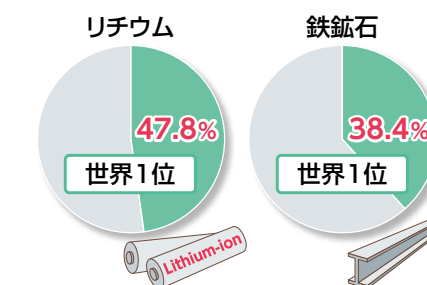


国際連合
「World Population Prospects (2024)」

オーストラリア(豪ドル)

豊富な天然資源

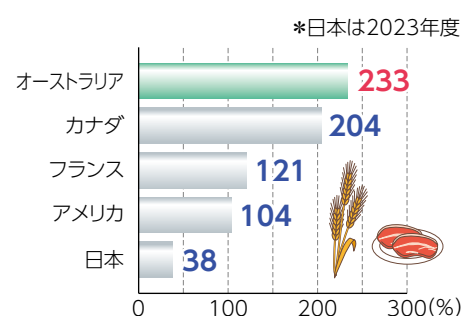
主な鉱物資源生産世界シェア(2023年)



*リチウムは、リチウムイオン電池の材料などで使用
USGS
「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2024」

高い食料自給率

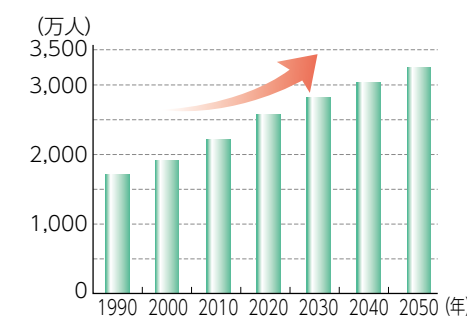
食料自給率(カロリーベース)(2021年)



農林水産省
「令和5年度食料需給表」

今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)

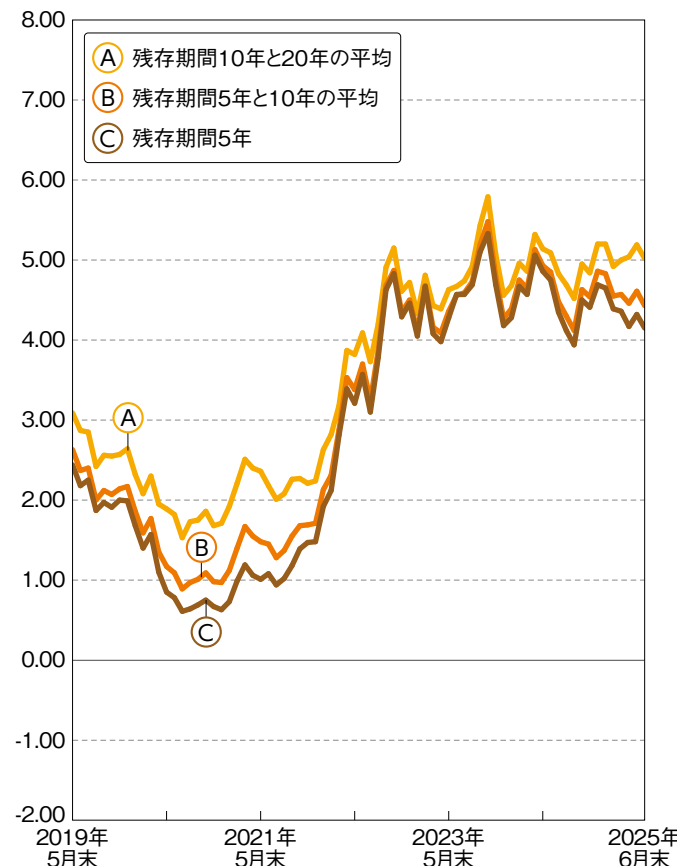


国際連合
「World Population Prospects (2024)」

積立利率の算出のもとになる「指標金利」の推移

米ドル 加重平均インデックス利回り

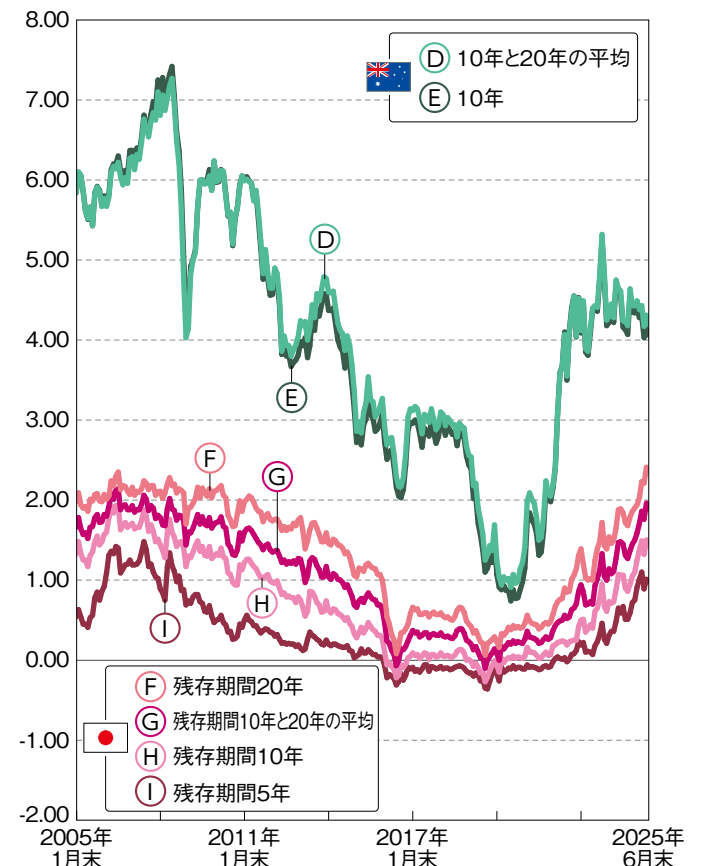
(単位:%) <2019年5月~2025年6月末>



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

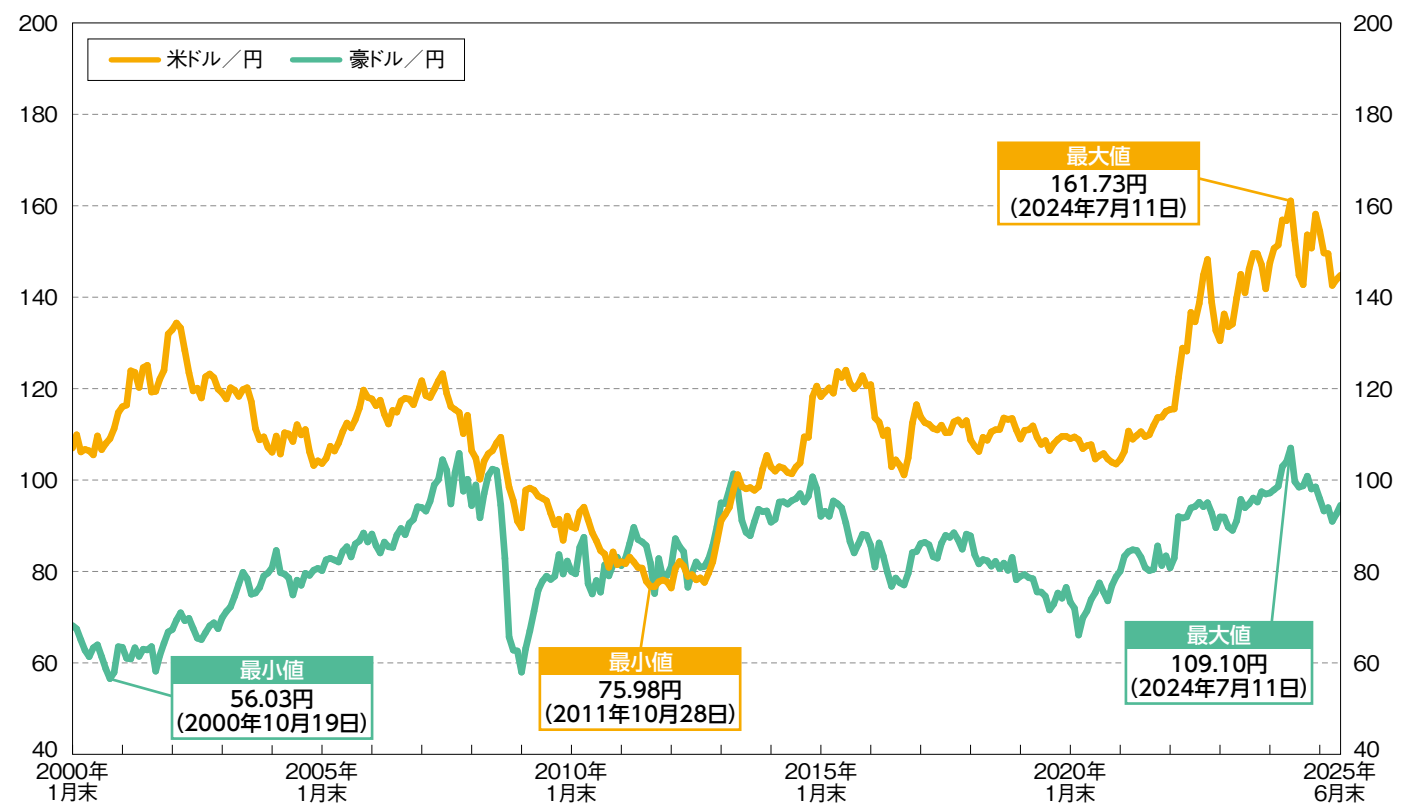
豪ドル金利スワップレート 日本国債の流通利回り

(単位:%) <2005年1月~2025年6月末>



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

為替レートの推移(2000年1月~2025年6月末)



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成(最大値、最小値は日次データを集計)

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／契約内容のご案内／生命保険料控除証明書／お手続きガイド など
*通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

保険期間中

ご契約内容のお知らせ

*「契約応当月」「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。

更新時

積立利率保証期間更新のご案内

*積立利率保証期間更新の2ヵ月前に契約者さま宛に発送します。

各種手続き
完了時

お手続きの完了通知

*各種お手続き（ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など）の完了後に、お手続きの結果をお知らせします。

第一フロンティア生命マイページ

ご利用登録をおすすめします！

登録
カンタン！

ネットで
便利！

ラクラク
手続き！

こんなときに
便利！

現在の解約金額を
確認したい

誰を受取人に
指定したかな…
契約内容を確認したい

引越したので、
登録している住所を
変えたい

為替の動向が
気になるので
目標値を変更したい

控除証明書の
再発行を
お願いしたい

ご契約者

【マイページでできること】

- ご契約内容の確認
- 直近の解約返還金額の確認
- 目標値の設定・変更・解除
- 解約のお手続き
- 運用期間満了時の年金原資額の
一括受取・年金受取・繰延べのお手続き
- 住所・電話番号の変更
- 生命保険料控除証明書・保険証券の再発行、
各種お手続き書類のお取り寄せ など

*商品やご契約内容によりできないお手続きがあります。

定期的に契約者さま宛に郵送している
「ご契約状況（内容）のお知らせ」は
マイページ上でも確認いただけます。

*マイページから郵送停止のお手続きもできます。

【ご利用可能時間】

祝日・年末年始などの休日を含めて以下の時間帯です。

月曜日～土曜日 8:00～24:00

日曜日 8:00～20:00

*目標値設定・変更・解除は、8:00～20:00となります。

*臨時メンテナンスなどによりご利用可能時間が
変更になる場合があります。

ご登録方法



保険証券に同封の
「『第一フロンティア生命マイページ』登録のご案内」
をご確認ください。

*ご登録には「契約者さまご自身のメールアドレス」が
必要となります。

*上記の送付書類およびサービス内容などについては2025年12月現在のものであり、将来変更する場合があります。

フロンティアの ご家族安心サポート

*当サポートは、「指定代理請求制度 ▶P8」とは異なります。

●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族（保険契約者代理人）が契約の諸手続きや契約内容の確認を行うことができるサービスです。

●契約者への「保険証券」送付と同じタイミングで、**ご家族（保険契約者代理人）にご契約内容を郵送でお知らせ**することで、“契約内容の共有”をすることができます。



- ・契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。
- ・第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族（保険契約者代理人）に事前にお伝えください。

●本サービスを付加するにあたり、費用はかかりません。*所定のお手続きが必要です。

フロンティアの
ご家族
安心サポート

保険契約者
代理特約

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準ずる状態と判断される場合は、**「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。**

*一部、代理人ができないお手続きがあります。

契約内容
ご案内制度

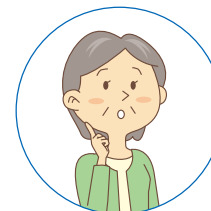
ご契約内容について、**「保険契約者代理人」がいつでも照会**できます。

たとえば、母（ご契約者）が認知症で意思表示が困難な状況に…

対策前

- 解約などの手続きは、
母（契約者）しかできない…
- 成年後見制度※の利用も
手間がかかりそう…
- 母の保険証券を見ても、
内容がよくわからない…

もし認知症で
意思表示が困難に
なったら…



母（ご契約者）



息子

*認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が
不利益を被らないように、その方を援助してくれる方（成年後見人）を
付け、法的に支援する制度です。

対策後

- ☑ 困ったときでも、
まとまった資金をスムーズに
受け取れる準備やその時に
必要な手続きができるね！
- ☑ 母（契約者）の契約内容が
いつでも確認できるのも安心♪

いざという時、息子に
手続きしてもらえて安心♪



母（ご契約者）



息子
（保険契約者代理人）

本商品において、保険契約者代理人ができる主なお手続き例

【お手続きにあたり
一部条件がある場合があります。】

- 円建の終身保険への移行
- 解約・減額
- 届出住所・連絡先の変更、保険証券の再発行

など

保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」については、右記のコード（第一フロンティア生命ホームページ）からご確認ください。



MEMO_____